

(様式3)

地域おこし協力隊インターンシップ研修に関する覚書

音威子府村（以下「甲」という。）と研修生（以下「乙」という。）
は、甲が実施するインターンシップ研修について、次のとおり覚書を締結する。

1 総則

甲は、期間内に研修実施箇所で乙を受け入れるものとする。

2 給与支給等

甲は、乙に対して、報償として日額 6,000 円を支払うものとする。ただし、研修日数が延べ 14 日に満たない場合は、一切の支払をしないものとする。

3 保 険

インターンシップ研修に関する傷害保険等への加入は、乙が行うものとする。

4 災 害

甲は、インターンシップ研修従事について、危険を伴う業務に従事させないよう配慮する。甲は、インターンシップ研修従事に伴う研修上の災害及び通勤途上の交通災害等について、一切責任を負わないものとする。

5 損害賠償

乙が故意又は過失により甲に損害を与えた場合には、損害の程度に応じて賠償の責任を負うものとする。

6 守秘義務

乙は、インターンシップ研修従事に際し、甲の諸規定を遵守し、その事業従事に伴い知り得た秘密は他に漏らしてはならない。秘密扱いについては、インターンシップ研修遂行上はもちろん、同研修終了後も公務遂行上の支障がある場合には他に漏らしてはならない。

秘密扱いを破った結果、他者に損害等が生じた場合には、甲は、損害の程度に応じて乙に求償することがある。

7 その他

その他インターンシップ研修遂行上の疑義が生じた場合及び事業遂行しがたい事情が生じた場合には、甲乙協議して対応を決定する。

以上について内容を理解の上、甲乙記名押印し本覚書 2 通を作成し、各自 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙